

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

介護職員の新たな処遇改善 方向性示される

今年10月に予定されている消費税増税に対応し、議論が進められてきた介護報酬改定について、社会保障審議会介護給付費分科会は12月26日、審議報告を公表しました。(厚労省HP)

その中で、「消費税の増税に対応して基本報酬を引き上げる」方針の他、注目される介護職員の処遇改善についても方向性が示されています。

現行の処遇改善加算とは別の加算として創設されるようで、取得要件としては、

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取っていること
- ・ 職場環境等要件のうち複数の取組みを行っていること
- ・ 処遇改善の取組みについて、HPへの掲載等で見える化していること

が示されています。さらに「サービス提供体制強化加算」等を取得している事業所には高い加算率が適用される見込みです。

また、「勤続10年以上の介護福祉士に月8万円」といった数字については、それを算定根拠としつつ、事業所の裁量で他の介護職員やその他の職種にも配分できるとされました(一定の条件あり)。

具体的な加算率などはこれからですが、人材確保・育成・定着になくってはならない加算です。しっかり取得できるよう取組みをしていきましょう。

「働き方改革関連法」への対応は？ ⑦

これまで、「働き方改革」に関連する法改正の情報を見てきました。

法律の施行時期をまとめてみると、

「時間外労働の上限規制」

→2019.4月 ※中小企業は2020.4月

「有給休暇の取得義務化」

→2019.4月 ※企業規模問わず

「同一労働同一賃金」

→2020.4月 ※中小企業は2021.4月

となり、やはりまずは「有給休暇」の対策が最優先と言えるでしょう。現状把握から問題発見、対応策の検討と、確実に取り組んでいただきたいと思います。

併せて、ぜひそれぞれの事業所で考えていただきたいのは、「何のために」この働き方改革を行うのか、ということです。

「法律が変わるから」「罰則があるから」仕方なく…では、はっきり言って何の成果にもつながりません。

今、時代は大きく変わろうとしています。現に、働く側の意識は急速なスピードで変わりつつあります。

「何のために働くのか」「この仕事の意味とは何か」「何を求めて“この”事業所で働くのか」…そういった問いに正面から向き合い、職員と一緒に考えられる事業所が、これから生き残っていける事業所だと私は考えます。

事業所の皆様には、小手先の法律対応だけにとられるのではなく、視野を広くもち、「真の働き方改革」を実現していただきたいと思います。

このテーマは終わります

セミナーPart3 開催します！

お待たせをしておりました、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー」第3弾の開催を決定いたしました。

日時 平成31年3月6日(水) 13:30~16:00

会場 長野市若里市民文化ホール 会議室3

内容 「いま求められる人事評価のあり方」

「4月から“働き方”はどう変わるのか」

お申込み・詳細については、別紙のご案内をご確認ください。今年度最後のセミナーとなります。多くの皆様のご参加をお待ちしております！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL: <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net